

香川県報



第 50 号

平成 17 年

6月28日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 則	（県民参画課）	一
告 示	●特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	（長寿社会対策課）	二
	介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 道路の位置指定	（建築課）	
	平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第一条第一項第四号 に規定する数値の決定）の一部改正	（住宅課）	
	平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第一条第一項第四号 に規定する数値の決定）の一部改正	（ ）	三
公 告	一般競争入札の実施	（情報政策課）	
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	五
	土地改良事業の認可（二件）	（ ）	
	土地改良事業の同意	（ ）	
	土地改良区の定款変更の認可（三件）	（ ）	六
	土地改良区の役員の就退任の届出（二件）	（ ）	
	土地改良区の役員の就任の届出	（ ）	七
	教育委員会規則		
	●県立学校学則の一部を改正する規則		

規 則

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十九号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第六号）の施行期日は、平成十七年七月一日とする。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「第二条第六項（条例第五条第三項）」を、「第二条第七項（条例第五条第四項）」に改める。

第八条第一項中、「第八条第三項」を、「第八条第五項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（情報通信の技術の利用）

第十八条 条例第十八条の規則で定める事項については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

告 示

香川県告示三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七一五 〇〇八九三	サービス訪問看護センター 綾歌郡宇多津町浜五番 一いこい	有限会社サービス 代表取締役 倉田典之 丸亀市山北町四一九番	"	訪問介護
三七七〇六 〇〇二八〇	介護ホームこころ さぬき市大川町富田中 三九八番地	有限会社こころ 代表取締役 木村貞夫 さぬき市大川町富田中 三九八番地	"	特定施設 入所者生 活介護
三七七〇二 〇〇七六八	ケアタウン城下町デイ サービスセンター 丸亀市中府町五丁目九 番五号	フジファミリー株式会 社 代表取締役 横山正行 善通寺市原町一五六 〇番地一	"	通所介護
三七七〇一 〇三七三三	認知症高齢者グループ ホーム第六若葉荘 高松市三谷町四五五 番六	医療法人社団青冥会 理事長 藤田榮一 高松市三谷町一六八〇 番地一	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三七六一五 九〇〇四五	サービス訪問看護ステ ーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番 丁六五番地ニユーオー ヨシステートリーマン ション二〇一号	有限会社サービス 代表取締役 倉田典之 丸亀市山北町四一九番 地七	平成十七年 六月十五日	訪問看護
三七一五 〇〇八九三	サービス訪問看護センタ ー綾歌郡宇多津町浜五番 一いこい	有限会社サービス 代表取締役 倉田典之 丸亀市山北町四一九番	"	訪問介護

三七七二五 〇〇九一九	サービス居宅介護支援ス テーションにじ 綾歌郡宇多津町浜五番 丁六五番地ニユーオー ヨシステートリーマン ション二〇一号	有限会社サービス 代表取締役 倉田典之 丸亀市山北町四一九番 地七	"	居宅介護 支援
丁六五番地ニユーオー ヨシステートリーマン ション二〇一号	地七			

香川県告示第三百九十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道
路の位置を次のように指定した。
平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第四号
 - 二 指定年月日 平成十七年六月十四日
 - 三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字荒井七六二一、七八七二、七九〇二、七九一
三及び七九二五
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 四五・六五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供
する。
香川県告示第三百九十七号
平成十六年香川県告示第二百五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する
数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十七年七月一日から施行する。
平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和 五七 年度	中層耐火構 造三階建	〇・八
----------------	---------------	-----

表香川の項中

昭 和 五 七 年 度	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	ガ ス 給 湯 器 の あ る も の	〇 ・ 八 七
		そ の 他 の も の	〇 ・ 八 二

昭 和 六 〇 年 度	中 層 耐 火 構 造 三 階 建		〇 ・ 八 二
-------------	-------------------	--	---------

昭 和 六 〇 年 度	中 層 耐 火 構 造 三 階 建	ガ ス 給 湯 器 の あ る も の	〇 ・ 八 七
		そ の 他 の も の	〇 ・ 八 二

香 川 県 告 示 第 三 百 九 十 八 号
 平 成 十 六 年 香 川 県 告 示 第 百 二 十 五 号 (公 営 住 宅 法 施 行 令 第 二 条 第 一 項 第 四 号 に 規 定 す る 数 値 の 決 定) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 平 成 十 七 年 八 月 一 日 か ら 施 行 す る。
 平 成 十 七 年 六 月 二 十 八 日

香 川 県 知 事 真 鍋 武 紀

昭 和 五 五 年 度	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	一 階、 二 階 又 は 三 階 に あ る も の	〇 ・ 八
		四 階 に あ る も の	〇 ・ 七

昭 和 五 五 年 度	中 層 耐 火 構 造 四 階 建	一 階、 二 階 又 は 三 階 に あ る も の	ガ ス 給 湯 器 の あ る も の	〇 ・ 八 六
			そ の 他 の も の	〇 ・ 八 〇
		四 階 に あ る も の		〇 ・ 七 七

公 告

に 改 め る。

香 川 県 公 告 第 三 百 九 十 号
 次 の と お り 一 般 競 争 入 札 (以 下 「 入 札 」 と い う) を 行 う の で、 特 定 調 達 契 約 に 関 す る 香 川 県 会 計 規 則 の 特 例 に 関 す る 規 則 (平 成 七 年 香 川 県 規 則 第 八 十 五 号) 第 六 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 香 川 県 会 計 規 則 (昭 和 三 十 九 年 香 川 県 規 則 第 十 九 号、 以 下 「 規 則 」 と い う) (第 百 六 十 六 条 の 規 定 に よ り 公 告 す る)
 な お、 本 公 告 に よ る 調 達 は、 W T O (世 界 貿 易 機 関) に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 (平 成 七 年 条 約 第 二 十 三 号) の 適 用 を 受 け る も の で あ る。
 平 成 十 七 年 六 月 二 十 八 日

香 川 県 知 事 真 鍋 武 紀

一 調 達 内 容

1 借 入 件 名 及 び 数 量

香 川 県 庁 舎 映 像 情 報 シ ス テ ム 機 器 一 式 (ソ フ ト ウ ェ ア、 設 置、 調 整 及 び 保 守 サ ー ビ ス を 含 む)

2 借 入 件 名 の 特 質 等 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に よ る。

3 借 入 期 間 平 成 十 七 年 十 月 一 日 か ら 平 成 二 十 二 年 九 月 三 十 日 まで

4 借 入 場 所 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に よ る。

5 入 札 方 法

落 札 決 定 に 当 た っ て は、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 五 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 一 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て る も の と す る) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で、 入 札 者 は、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず、 見 積 も っ た 契 約 金 額 の 百 五 分 の 百 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。

二 入 札 参 加 資 格

次 に 掲 げ る 要 件 を 満 た す 者 で あ る こ と。

1 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 二 十 二 年 政 令 第 十 六 号) 第 百 六 十 七 条 の 四 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。

2 県 が 発 注 す る 物 品 の 買 入 れ 等 の 契 約 に 係 る 競 争 入 札 参 加 資 格 に お い て、 A 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十七年七月二十一日までに、「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に示した貸借業務を指定する日時までに確実に履行することができることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の 4 及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年七月二十八日午後三時までに四の 1 の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該貸借業務を履行することができること認められた者に限り入札の対象とし、審査結果は入札前日までに通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課総務・IT推進グループ 電話番号〇八七 八三二 三二四〇

2 契約の内容を示す場所及び日時

四の 1 の場所です平成十七年六月二十八日から平成十七年七月十二日(日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時)まで入札説明書及び仕様書を交付する。

3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第 6 項に規定する一般信使事業者若しくは同条九項に規定する特定信使事業者による同条第九項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否
可とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年八月十日午後二時 香川県庁北館三階入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除
3 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Subject matter of the contract:

Kagawa prefectural office image information systems

2 Time-limit for tender: 2:00 pm., August 10, 2005

3 Contact: Information Policy Division, Policy Planning Department,
Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken,
Japan 760-8570. TEL:087-832-3140

香川県公告第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月十三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年七月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦覧場所
香川町	単独県費補助土地改良事業下方塚地区	香川町建設課
"	単独県費補助土地改良事業引土地区	"

香川県公告第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月三日認可した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北岸地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）島田地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大窪池水路地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上板屋出水地区

"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）四反地地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西尾地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）袖村出水地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高柳三号地区
梶見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）にこり池地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保四号地区

香川県公告第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月三日認可した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業 主体	土 地 改 良 事 業 名
焼飯出水地区共同施行区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）焼飯出水地区
山田池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）山田池地区
播磨湯地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）播磨湯地区
沖地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）沖地区
北岡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北岡地区

香川県公告第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月三日同意した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土地改良事業名
丸龜市	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)久保地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)高柳一号地区

香川県公告第三百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、香川県香川町浅野土地改良区の定款の変更を平成十七年五月三十一日認可した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、丸龜市飯山町岡土地改良区の定款の変更を平成十七年六月三日認可した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、飯山町東小川土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十三日認可した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三豊郡国市池土地改良区から役員(の)退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	綾 和之	三豊郡三野町大字下高瀬三四番地一	平成一六、十、二五

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
"	石井 捷之	"	"
"	市村 榮作	"	"
"	前西伊三雄	詫間町大字松崎六六八番地一	"
"	川口 喜夫	三野町大字吉津乙三三五一番地	"
"	芳地 正一	甲一〇五六番地一	"
"	小野 忠男	甲九七七番地	"
"	横澤 秋雄	乙二四六二番地二	"
"	安藤 博文	高瀬町大字比地中一六七〇番地一	"
監事	真鍋 計夫	三野町大字下高瀬五九八番地二	"
"	丸岡 正俊	大字吉津甲一八七番地	"
"	小山 勝己	高瀬町大字新名八五番地	"
二 就任した役員			
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	綾 和之	三豊郡三野町大字下高瀬三四番地一	平成一六、十、二六
"	吉田 孝	一四八番地	"
"	前川 春雄	四一三番地一	"
"	丸岡 光春	二五四番地	"
"	田尾 幸信	詫間町大字松崎一七七二番地四四	"
"	川口 喜夫	三野町大字吉津乙三三五一番地	"
"	三木 茂廣	乙二二八四番地一	"
"	青野 勇	甲一三三一番地	"
"	芳地 正一	甲一〇五六番地一	"
"	藤田 峰弘	高瀬町大字新名七一番地三	"
監事	真鍋 勝	三野町大字下高瀬六五三番地五	"
"	和泉 保良	大字吉津甲三九六番地	"
"	石井 貞男	高瀬町大字比地中二三八一番地一	"

香川県公告第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区から役員（の退任及び就任について次のとおり届出があった。）

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
理事	久保 毅	観音寺市木之郷町一四九三番地一	一四〇八番地	平成一七、五、三一
	久保 泰規	〃	〃	〃
	深川 安夫	〃	一〇四八番地	〃
	高橋 衛	〃	一五九番地	〃
	磯野 元春	〃	七五二番地	〃
	請川 秋善	〃	一七〇番地	〃
	高橋 重保	〃	九七二番地	〃
	磯野 健二	〃	一〇一七番地	〃
	中塚 光晴	〃	一〇七六番地	〃
	請川 道広	〃	六六二番地	〃
	請川 道広	〃	六六六番地	〃
	谷上 満	〃	六六六番地	〃
	中塚 和夫	〃	一一〇八番地	〃

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	久保 仁逸	観音寺市木之郷町一四六三番地一	一六五四番地	平成一七、六、一
	久保 富計	〃	一〇一七番地	〃
	磯野 健二	〃	一〇一七番地	〃
	中塚 和夫	〃	一一〇八番地	〃
	横山 忠弘	〃	六七〇番地	〃
	磯野 正敏	〃	七五二番地	〃
	久保 勉	〃	二八一番地	〃

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	多田 俊雄	木田郡三木町大字平木六八六番地	香川県知事 真鍋 武紀	平成一七、四、一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員（の就任について次のとおり届出があった。）

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	多田 俊雄	木田郡三木町大字平木六八六番地	香川県知事 真鍋 武紀	平成一七、四、一

教育委員会規則

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十八日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立笠田高等学校の項中
 「園芸科」を「農産科学科」に改める。
 「食品化学科」を「園芸科」に改める。
 「食品化学科」を「園芸科」に改める。
 「食品化学科」を「園芸科」に改める。
 「食品化学科」を「園芸科」に改める。

別表二高等学校の表一の項中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、「(五) 食品化学科」を「(五) 食品化学科」に改め、(五)を(五)とし、(十)を(五)とし、(九)を(五)とし、(八)を(九)とし、(九)の次に次のように加える。

(十) 植物科学科	植物バイオテクノロジー及び草花の栽培に関する知識と技術を習得させ、植物バイオテクノロジーの利用及び草花の栽培に関する業務に従事する技術者として必要な能力・態度を育てる。
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------

別表二高等学校の表一の項中(七)を(八)とし、(四)から(六)までを(五)から(七)までとし、(三)の次に次のように加える。

(四) 農産科学科	野菜及び果樹の栽培、家畜の飼育などの食料生産並びに農業経営に関する知識と技術を習得させ、食料生産を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

